

匝瑳市使用料、手数料、占用料等規則の改正案

改 正 後		改 正 前	
【減額】		【減額】	
施設名	減額の基準（減額率は50%）	施設名	減額の基準（減額率は50%）
八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>勤労者が組織する団体が主催する行事に利用する場合</u> 3 <u>匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合</u> 4 <u>平日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く日をいう。以下同じ。）の午前9時から午後6時までに市内に居住する者（一般に限る。）が利用する場合</u>	八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>市民の保健、体位の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</u> 3 <u>勤労者が組織する団体が主催する行事に利用する場合</u>
市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>市内</u> の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合 3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（以下「学校等」という。）の児童又は生徒が利用する場合	市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合 2 <u>匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）の社会教育関係団体又は社会福祉関係団体（所属団体を含む。）がその目的を達成するために利用する場合</u> 3 市内の幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（以下「学校等」という。）の児童又は生徒が利用する場合
都市公園野球場 そうさ観光物産センター 匝りの里	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合	都市公園野球場 そうさ観光物産センター 匝りの里	市（市の機関を含む。）以外の官公署が利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の_____児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 5 <u>市民の保健、体位又は教育文化の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合</u> 6 <u>平日の午前9時から午後6時までに市内に居住する者のうち高校生以下の児童若しくは生徒又は市内にある高等学校に在籍する生徒が利用する場合</u> 7 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の_____児童又は生徒が教育又は保育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
都市公園野球場	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健、体位の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
そうさ観光物産センター 匝りの里	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合

【免除】

施設名	免除の基準
八日市場勤労青少年ホーム	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の <u>園児</u> 、児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
市民ふれあいセンター	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の学校等の <u>園児</u> 、児童又は生徒が教育のためその学校等の管理下で利用する場合 4 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める市内の施設が入所者のためその施設の管理下で利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
都市公園野球場	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 市（市の機関を含む。）が主催し、又は共催する行事に利用する場合 3 市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒が教育のためその学校の管理下で利用する場合 4 市民の保健、体位の向上を図るため市長が特に必要と認める競技会又は講習会に利用する場合 5 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合
そうさ観光物産センター 匝りの里	1 市（市の機関を含む。）が利用する場合 2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により利用する場合